

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年10月23日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年10月23日（水）午前10時45分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

財政課 津々木財政課長、元田主査、武藤主査補

3 件名

次回の使用料・手数料見直し時期について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・見直し時期の変更により、行政改革実施計画などの数値に影響はあるか。
→無い。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

第2号様式(第4条第5項関係)

令和元年10月23日

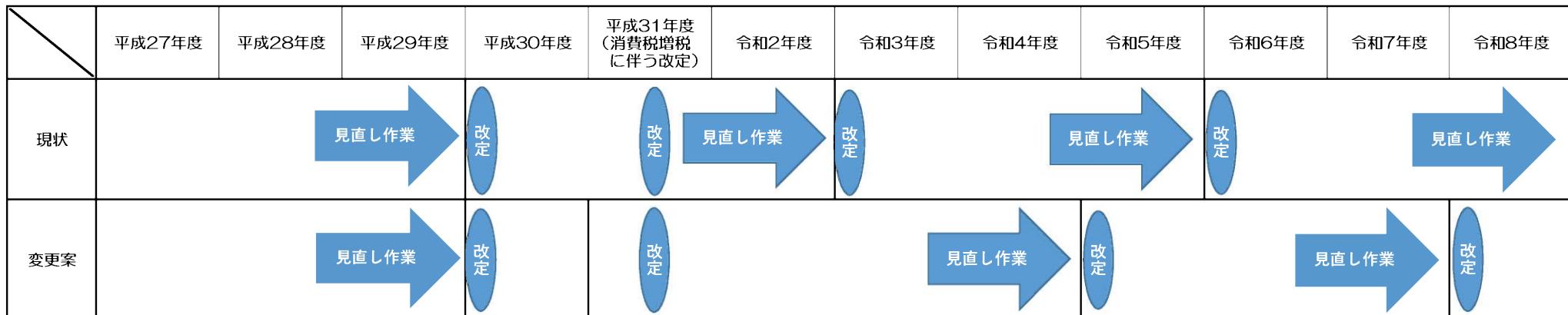
報告書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部財政課

件 名	次回の使用料・手数料見直し時期について																														
内容	<p>【現状】 市が定める「使用料・手数料の考え方」において、使用料及び手数料については、原価の変動要因等を考慮し、原則3年ごとに見直すこととしている。 前回の見直しによる改定は平成30年4月1日に行ったことから、「使用料・手数料の考え方」に基づき改定を行う場合、次回の改定は令和3年4月1日であり、そのためには、本年度後半に着手する必要がある。</p> <p>【課題】 令和元年10月1日に消費税増税に伴う料金改定を行っており、令和3年4月1日に改定した場合、1年半おきに料金が上昇し、市民等の負担が急激に増加する恐れがあることに加え、見直しのスケジュールから、消費税増税前の平成30年度決算を基礎としてコストを算定しなければならず、料金設定が適正とならない可能性がある。</p> <p>【対応】 次回の使用料及び手数料の改定時期について、令和3年4月1日ではなく、本年10月1日の消費税増税に伴う料金改定を起点として3年後とする。なお、消費税増税後の1年間のコストを把握する必要があることから、令和2年度決算を算定の基礎とし、改定日については、見直し後の料金が決定した後、市民への周知期間を十分に設けるため、令和5年4月1日とする。</p>																														
部内会議や 関係課等との 調整結果 (主な意見・ 懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を鑑みるとやむを得ないと考えられる。 ・令和2年度の予算編成や執行時においても、当該年度の決算がコスト算定の基礎となることの意識を持つ必要がある。 																														
スケジュール	令和3年後半から:令和2年度決算を基礎としてコストの算定、料金設定 令和4年9月:議会に上程 令和4年10月から令和5年3月:市民等への周知 令和5年4月1日:料金改定の施行																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th><th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td><td>無</td><td></td><td>報道発表</td><td>無</td><td></td></tr> <tr> <td>議会説明</td><td>無</td><td></td><td>広報・HP等</td><td>無</td><td></td></tr> <tr> <td>市民参加</td><td>無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>付議書公表</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非</td><td>(</td><td></td><td></td><td>まで)</td></tr> </tbody> </table>	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	無		広報・HP等	無		市民参加	無					付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非	(まで)
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																										
条例規則	無		報道発表	無																											
議会説明	無		広報・HP等	無																											
市民参加	無																														
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非	(まで)																										
参考情報	<p>関係法令等</p> 白井市使用料条例ほか																														
	<p>関係課</p> 財政課(使用料条例)など 個々の条例による使用料や手数料は各担当課																														
	<p>事業費</p> 0千円 (うち特定財源 0千円)																														

次回の使用料・手数料見直し時期について スケジュール案

1 使用料・手数料見直しスケジュール変更案について



次回の改定時期を、令和元年10月の改定を基準に3年後とした場合、「①令和4年4月」「②令和4年10月」「③令和5年4月」の3通りが考えられるが、以下の理由から「③令和5年4月」とする。

- ・「①令和4年4月」とした場合、消費税率が8%と10%の混在した平成31年度決算を算定の基礎としなければならず、適正な料金とならない可能性がある。
- ・「②令和4年10月」とした場合、令和3年3月議会での議決に向けてコストの算定を行わなければならず、スケジュールがタイトとなることに加え、予算計上においても新料金と旧料金に分けて計上する必要があり、煩雑になる。また、市民にとっても、外的要因以外での年度途中での料金改定は混乱を生じる恐れがあるため、望ましくないと考えられる。

2 使用料・手数料見直し作業の流れについて

